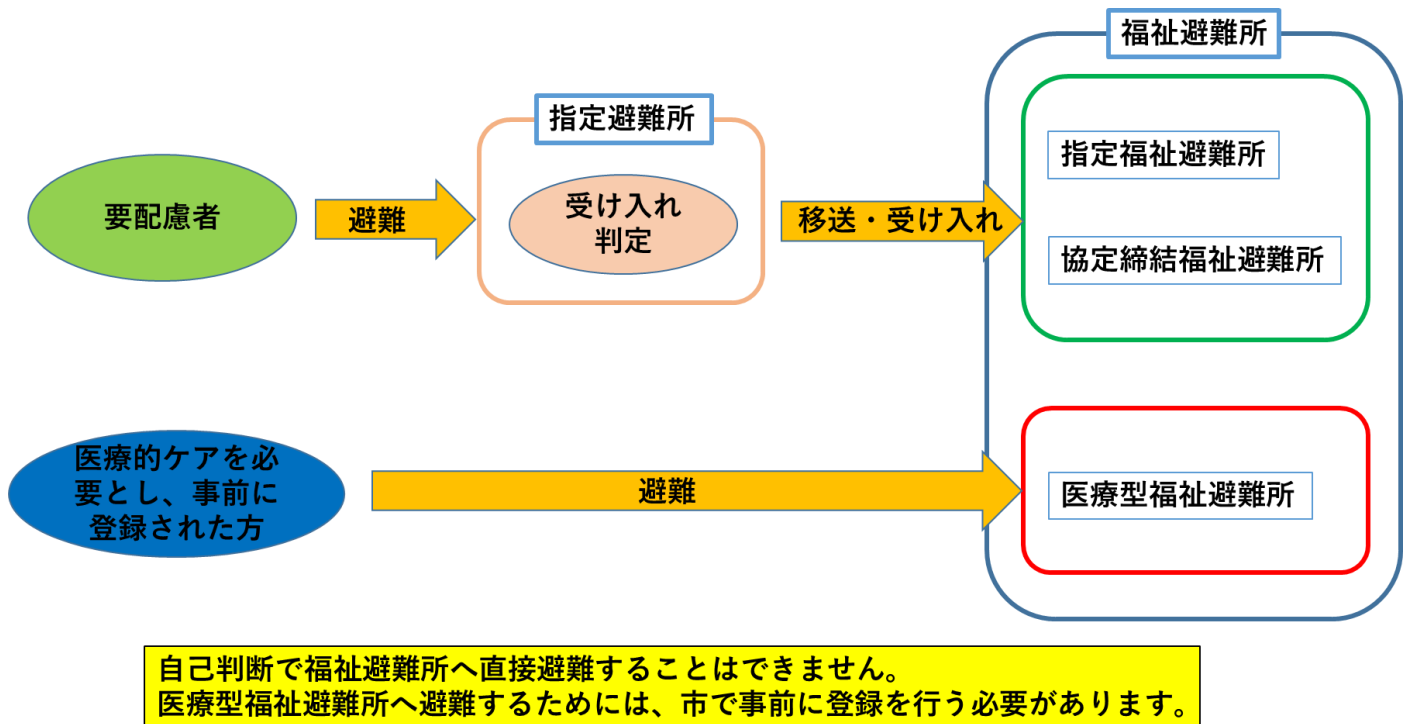


福祉避難所への避難の流れ



要配慮者の場合

- ①まずは指定避難所に避難します。
- ②指定避難所で、要配慮者判断指標に基づいて指定及び協定締結福祉避難所への受け入れ判定を行います。
- ③福祉避難所対象者と判断された場合に、福祉避難所への受け入れが可能となります。
※福祉避難所への移送は、原則対象者の家族又は支援者が行いますが、移送手段がない場合には、協定締結福祉避難所の福祉車両を手配するなどの移送手段の確保を行います。
- ④指定及び協定締結福祉避難所での受け入れとなります。

医療型福祉避難所利用登録済者

- ①市災害対策本部保健福祉班（以下、「保健福祉班」という。）に連絡をしていただきます。
- ②保健福祉班で、協定締結医療機関との受け入れ調整を行います。
- ③調整ができ次第、医療型福祉避難所へ避難していただきます。